

令和3年度第1回四街道市ごみ処理対策委員会 会議次第

日時：令和3年7月5日（月）14：00～

場所：四街道市役所企業庁舎2階会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長・副会長選出
- 6 諮 問
「四街道市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)について」
- 7 議 事

①四街道市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

四街道市一般廃棄物処理基本計画(前期:平成28年度-令和2年度)における各施策の進捗状況等

評価区分	<input checked="" type="radio"/> 実施	各取り組み (全36施策)の 進捗状況	実施	27	75.0%
	<input type="radio"/> 実施に向け準備中		実施に向け準備中	1	2.8%
	<input type="checkbox"/> 調査検討中		調査検討中	8	22.2%

※令和2年度から取組を開始した施策については、その実績について評価に加える

【基本方針 1 2Rを意識した3Rの推進】

資料 1

1-1 発生抑制・再使用・資源化の推進

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(1)3Rに関する意識啓発活動の推進	①3R意識の向上のための広報活動の実施	市政だよりやHP等において3Rの取組を啓発	市政だよりに「クルちゃんのごみの話」を年6回掲載(例年) 家庭ごみの出し方ガイドブック等の全戸配布(R2)(39,633枚)	◎	継続
		リサイクルショップ・フリーマーケットの活用をHPで推奨	—		
(2)発生抑制・再使用の更なる推進	①発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施	リユース品交換制度の活用をHP等で推奨	リユース品情報コーナー(登録/成立) 【譲ります】H28:99件/56件 H29:102件/59件 H30:135件/71件 R元:115件/39件 R02:106件/51件 【譲って下さい】H28:70件/11件 H29:54件/9件 H30:52件/18件 R元:59件/6件 R02:34件/7件	◎	継続
		食品ロス削減に係る意識啓発の実施(食べきり協力店事業、市内高等学校との連携によるイベント時の使い切り料理の販売、レシピ提供、チラシ等の配布)	食べきり協力店事業(H29~) H29:8店舗登録 H30~R元:9店舗登録 R02:11店舗登録 市内高等学校との連携(H30~) H30:ミストローネーフ 222杯を販売 R元:ミストローネーフ 143杯を販売 ラスク 272個を販売 産業祭り(R元)での啓発チラシの配布100部		
		家庭系ごみの処理手数料制度を導入(R2.9~)	自治会等に対し事前説明会を開催(H30)(全52回、延べ参加人数:1,395人) 指定ごみ袋「お試しセット」等の全戸配布(R02)(39,218部) 手数料歳入額 R02:67,722,800円(※下期実績)		
		リユース品交換制度の継続	上記と同様		
	②発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入	食品ロス削減の一環としてフードドライブキャンペーンを実施(R2)	賞味期限切れが近い缶詰等の食材190点を受付	◎	継続
		良質な粗大ごみの補修・販売制度の導入	—		
				□	検討

(3)資源化の 推進	①資源化の推 進に繋がる意 識啓発の実施	<p>集団回収事業への支援</p>	<p>(登録団体/回収量/補助金額)</p> <p>H28 : 72団体 1,040 t 5,472,940円 H29 : 72団体 992 t 5,228,255円 H30 : 69団体 940 t 4,962,150円 R元 : 64団体 878 t 4,614,720円 R02 : 63団体 783 t 4,037,015円</p>	◎	継続
		<p>集団回収への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区、自治会長あて集団回収の実施について協力依頼(H29) ・行政回覧により集団回収の実施について協力依頼(R元) 	—		
		<p>雑がみ分別の広報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団回収を実施している団体に、雑がみ等を回収品目に追加していただくよう依頼(H29、R元) ・産業まつり時に、雑がみ保管袋の配布(H28) 	<p>雑がみ保管袋の配布数</p> <p>H28 : 100枚</p>		
		<p>プラスチック・ビニールごみの更なる減量化、再資源化への取組</p>	<p>ペットボトルのラベル剥しについて協力の呼びかけ(H30～)</p> <p>H30 : 回収量の約5割で協力あり R元～R2 : 回収量の約6割で協力あり</p> <p>市役所ロビーにペットボトルキャップ回収箱を設置(R元～)</p> <p>R元 : 957kg R02 : 1,440.5kg</p>		
		<p>公共施設10か所での小型家電の拠点回収</p>	<p>回収量</p> <p>H28 : 1.5t H29 : 1.3t H30 : 1.6t R元 : 0.5t R02 : 0.6t</p>		

1-2 3R推進のためのしくみづくり

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(4)発生抑制・再使用のための側面支援	①市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援	生ごみのたい肥化に関心をもってもらうため、モニターの募集を行い、たい肥化容器等を配布	たい肥化容器配布人数 H29：10名 H30：10名 R元：37名 R02：28名	◎	継続
		自発的活動を促進するための情報提供	1-1-(1)-①と同様		
	②エコショップ制度の側面支援	ごみの減量・リサイクルを進める取組として、牛乳パック、トレイ等の店頭回収や商品の簡易包装等を行っている小売店を「エコショップ」として認定し、HPで紹介	エコショップ認定店舗数 H28～R02：6店舗	◎	継続
	③事業系ごみの分別の徹底及び資源ごみの自己処理の要請	事業系ごみの展開検査を実施し、搬入物について届出内容と相違がないか確認し、不適正な搬入に対して分別指導(H29から)	展開検査数及び指導件数 H29：26件/26件	◎	継続
	④家庭系ごみの処理手数料制度の導入	家庭系ごみの処理手数料制度を導入(R2.9～)	1-1-(2)-②と同様	◎	継続
	⑤拡大生産者責任の明確化	本市が加盟している「全国都市清掃会議」を通じて、生産者責任法の整備と事業者責任の強化について国に要望(R元)	—	◎	継続
(5)資源化のための側面支援	①広報媒体の充実	ごみ分別促進アプリケーション「さんあ〜る」を配信(R元～)	登録件数 R元：971件 R02：1,484件	◎	継続
		「さんあ〜る」ウェブ版の提供開始(R2～)	—		
		「さんあ〜る」に外国語版(4ヶ国語)を掲載(R2～)	登録件数 R02：42件		
		プレスリリースの実施(産業まつりにおいて、食品ロス削減のための食材使い切り料理の販売を行うことについて)	—		
	②使用済みインクカートリッジの回収	市役所ロビーに使用済みインクカートリッジ回収箱を設置(H28～)	回収量 H28：16.2kg H29：15.9kg H30：25.5kg R元：17.4kg R02：17.7kg	◎	継続

基本方針 2 市民・事業者・行政の協働

2-1 市民の取組

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(6)循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換	①もったいない意識を常に心がける	3キリ（食材の使いきり、食べきり、水きり）について広報	—	◎	継続
		食品ロス削減の一環としてフードドライブキャンペーンを実施(R2)	1-1-(2)-②と同様		
	②ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持つ	団体向け出前講座の実施	講座の実施回数 H29：2回(受講者70人) H30：2回(受講者52人) R元：4回(受講者64人)	◎	継続
		小学校の総合学習授業での「ごみの減量と分別講座」の実施	講座の実施回数 R元：3回(受講生徒90人) R02：3回(受講生徒90人)		
		小学生を対象としたクリーンセンター施設見学会の実施	施設見学会(回数/生徒数) H28：15回/779人 H29：13回/767人 H30：13回/796人 R元：11回/713人		
		中学生を対象としたクリーンセンターでのプラスチック・ビニール類の手選別等の体験学習会の実施	体験学習会(回数/生徒数) H28：3回/13人 H29：2回/10人 H30：1回/5人 R元：0回/0人		
③市民団体の生ごみたい肥化事業等への参加	生ごみのたい肥化に関心を持ってもらうため、モニターの募集を行い、たい肥化容器等を配布	1-2-(4)-①と同様	◎	継続	
(7)分別排出への協力	①分別を徹底し、異物混入を防止	分別が不十分なまま集積所に排出されているごみについて、違反シールを貼付し、分別徹底を促す	シール貼付枚数 ・違反ごみ：2万枚(例年) ・指定袋注意：5千枚(R02下期)	◎	継続
(8)不法投棄防止への協力	①不法投棄防止の視点での監視、通報の協力	不法投棄禁止看板の設置	不法投棄禁止看板設置本数 H28：5本 H29：20本 H30：44本 R元：63本 R02：48本	◎	継続

2-2 事業者の取組

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(9)自己処理の原則に基づくごみ排出量減量化への協力	①ごみの減量化、資源化計画の策定及び実施	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条に規定する多量排出者に該当する者等がいた場合、減量化、資源化計画の策定及び提出を指示する	該当者 H28～R02：なし	◎	継続
(10)拡大生産者責任による製品の製造・販売への配慮	①不要となった製品の環境負荷に及ぼす影響が最小となる再使用可能部品の組み込みや処理処分の容易性を配慮して製品の製造・販売	本市が加盟している「全国都市清掃会議」を通じ、生産者責任法や事業者責任の強化について国に要望(R元)	—	◎	継続
(11)環境保全・資源保全に関する取り組みの公表		ごみの減量・リサイクルを進める取組として、牛乳パック、トレイ等の店頭回収や商品の簡易包装等を行っている小売店を「エコショップ」として認定し、市HPで紹介	1-2-(4)-②と同様	◎	継続

2-3 行政の取組

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(12)本計画での基本理念及び基本方針の周知	①ごみ処理の基本理念および基本方針を市民、事業者にも周知と行政の積極的行動	基本理念及び基本方針を、市政だよりやHPで紹介	—	◎	継続
	②拡大生産者責任の働きかけを行う	本市が加盟している「全国都市清掃会議」を通じ、生産者責任法や事業者責任の強化について国に要望(R元)	—	◎	継続
	③出前講座等による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続	団体向け出前講座の実施 小学校の総合学習授業での「ごみの減量と分別講座」の実施 クリーンセンター施設見学の受け入れ	2-1-(6)-②と同様	◎	継続
(13)計画達成のための具体的な施策等の実践	①ごみ削減アイデア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、応募者との意見交換等の交流をおして情報の共有を行い、実践事例等を市のホームページや産業まつり時に紹介	生ごみのたい肥化に関心を持ってもらうため、モニターの募集を行い、たい肥化容器等を配布	1-2-(4)-①と同様	◎	継続
		食品ロス削減のため、食材使いきりレシピの募集及び応募作品の公開(H30～)	応募レシピ数/紹介数 H30：6件/6件 R元：4件/4件 R02：1件/1件		

基本方針 3 適正処理の構築

3-1 収集・運搬の検討

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(14)状況の変化に対応した収集・運搬の検討	①家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討	制度を導入している台東区、東大和市、藤沢市への視察を踏まえ、収集に関する様々な観点から検証を行い、本市で実施する場合の問題点について整理をした。	—	<input type="checkbox"/>	検討
(15)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	①低公害型車両の導入誘導	現在のところ、収集業者の自主的な取組に任せている。 なお、資源ごみ回収や集団回収の際に、マイルドハイブリット収集車両が使用されている。	—	<input type="checkbox"/>	検討

3-2 中間処理施設の整備

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(16)新ごみ処理施設の整備の検討	①循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定	一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定 (H28. 12)	—	◎	継続
		四街道市廃棄物処理施設整備事業処理方式選定報告書の策定 (H29. 3)	—		
		一般廃棄物処理施設整備基本計画に掲げる廃棄物の処理方式を「全連続式ストーカ式焼却方式」に決定	—		
	②次期ごみ処理施設の基本計画の策定	一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定 (H29. 6)	—	◎	継続
(17)エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備	①エネルギー回収型廃棄物処理施設（次期ごみ処理施設）の整備	次期ごみ処理施設整備・運営事業の発注に向け、必要な調査を実施	—	○	継続
		(仮称)四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係る生活環境影響調査報告書等を策定 (H30. 8)	—	◎	継続
	②生活環境影響調査、発注仕様書作成等エネルギー回収施設整備に係る事業の実施	都市計画変更手続「四街道都市計画ごみ焼却場」(H30. 11)	—		
(18)マテリアルリサイクル推進施設の整備	①マテリアルリサイクル推進施設（破碎、圧縮、選別、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設）の整備	次期ごみ処理施設整備・運営事業の発注に向け、必要な調査を実施	—	<input type="checkbox"/>	検討

3-3 最終処分の検討

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(19)最終処分量の減量化の検討	①処分残さの取扱いについて検討	現在、県内及び県外の自治体に搬出し、埋立て最終処分をしている焼却灰について、再生資材等として有効利用を行う事業者等の把握に努めている。	—	<input type="checkbox"/>	継続
(20)最終処分方法の検討	①災害廃棄物の最終処分対応について検討	平成29年度に策定した「四街道市災害廃棄物処理計画」において、木くず、金属くず、コンクリート片の再使用・再利用・再資源化について検討することとしており、検討作業に着手している。	—	<input type="checkbox"/>	継続

3-4 適正な事業経営の推進

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(21)ストックマネジメント体制の整備		具体的な作業に入っていたものの、次期ごみ処理施設整備時期の遅れにより、中断している。	—	<input type="checkbox"/>	検討

四街道市一般廃棄物処理基本計画(前期:平成28年度—令和2年度)における各施策の進捗状況等

評価 区分	◎ 実施	各取り組み (全19施策)の 進捗状況	実施	16	100%
	○ 実施に向け準備中		実施に向け準備中	0	0%
	□ 調査検討中		調査検討中	0	0%

【基本方針 1 生活排水処理の推進】

資料 2

1-1 公共下水道の普及

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期 評価	後期 取組
(1) 経済的 助成制度 と受益者 負担金制 度の周知	①公共下水道供用開始区域での早期接続を誘導するため、四街道市水洗便所改造資金助成条例、四街道市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、設置者に対して経済的助成制度の活用及び受益者負担金制度の周知を働きかける	・水洗便所改造資金の助成及び下水道事業受益者負担金の賦課徴収	助成件数 H28年度：24件 H29年度：7件 H30年度：20件 R元, R02年度は新規整備を行っていないため助成なし 受益者負担金賦課件数 H28年度：10件 H29年度：2件 H30年度：29件 R元, R02年度は新規整備を行っていないため賦課なし	◎	継続
(2) 水環境 の保全意 識の向上	①公共下水道の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける	・市政だよりや産業まつりにおいて、下水道の適正な利用と公共下水道未接続の方へ接続の啓発活動を実施	—	◎	継続

1-2 高度処理型合併処理浄化槽の普及

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期 評価	後期 取組
(3) 経済的 助成制度 の周知	①公共下水道供用開始区域外での高度処理型合併処理浄化槽設置を誘導するため、四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づき、設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかける	・四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づき、補助要件を満たす高度処理型合併処理浄化槽へ転換設置する者に対して補助金を交付	補助制度利用件数 H28年度：6件 H29年度：4件 H30年度：2件 R元年度：5件 R02年度：5件	◎	継続
(4) 水環境 の保全意 識の向上	①高度処理型合併処理浄化槽の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける	・市窓口等で啓発リーフレット等を配布し、市政だよりや市HPにおいて記事を掲載して啓発	—	◎	継続

基本方針 2 市民・事業者・行政の協働

2-1 市民の取組

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(5) 循環型社会のライフスタイルへの転換	①大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切に、資源の循環に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換し、水環境の保全に努める	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築の際、雨水貯留槽や浸透マスの設置を推進 雨水の有効利用を推進するため、小規模雨水利用設備を購入し、設置する者に対する補助制度等を展開（H30年度終了） 	小規模雨水利用設備補助実績 H28年度：11件 H29年度：2件 H30年度：3件	◎	継続
	②家庭でできる身近な生活排水対策を実践し、環境負荷の軽減に努める	<ul style="list-style-type: none"> 市HPにおいて、簡単に実践可能な生活排水対策を紹介 	—	◎	継続
(6) 生活排水対策の実施	①公共下水道供用開始区域については下水道への早期接続、区域外については高度処理型合併処理浄化槽の設置等、適正な生活排水対策に努める	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の設置や、浄化槽の適切な維持管理について、チラシ等による広報 市政だよりや産業まつりにおいて、公共下水道未接続の方へ接続の啓発活動を実施 	—	◎	継続

2-2 事業者の取組

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(7) 自己処理の原則に基づく適正処理	①自己処理の原則に基づく、適正な排水処理及び環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> 市内（公共下水道供用開始区域外）に事業所がある事業者に対し、雑排水等の処理には高度処理型合併処理浄化槽を用いるよう協力を要請 	—	◎	継続
(8) 環境保全・資源保全意識の向上	①事業者として環境保全意識及び資源保全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市内（公共下水道供用開始区域外）に事業所がある事業者に対し、汚濁物質削減への協力を要請 	—	◎	継続
	②水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> 市内各地域で行われる河川清掃等の環境美化活動に協力し、市においても清掃活動を実施 	手繰川清掃 市民参加人数 H28年度：15人 H29年度：17人 H30年度：17人 R元年度：19人	◎	継続

2-3 行政の取組

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(9) 本計画での基本理念及び基本方針の周知	①生活排水処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者へ周知と行政の積極的行動	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念及び基本方針を市政だよりや市HPにおいて周知 印旛沼流域環境体験フェアに参加し、四街道市ブースでPRを実施 	—	◎	継続
	②環境保全、生活排水処理に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 市HPにおいて市の環境（生活排水含む）に関する情報を提供 	—	◎	継続

(10) 計画達成のための施策等の決定	①各種施策の実施計画の策定及び予算の確保	・生活排水処理実施計画の策定 ・四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金の予算確保等を実施	—	◎	継続
---------------------	----------------------	---	---	---	----

基本方針 3 適正維持管理の推進

3-1 適正な収集・運搬体制の維持

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(11) 状況変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持	①し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した、適正な収集・運搬体制を維持	・市内で発生するし尿量及び浄化槽汚泥量と収集・運搬業者の収集能力とを比較検討し、適正な体制を維持	—	◎	継続
(12) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	①環境と安全に配慮した収集・運搬効率の向上	・許可業者の作業計画を分析し、収集・運搬効率の最適化の実施	—	◎	継続

3-2 中間処理施設の適正管理

施策名	施策内容	具体的な取組状況	数値実績	前期評価	後期取組
(13) 浄化槽の適正な維持管理の推進	①法的に義務付けられている設置者の責務等について周知及び浄化槽の適正な維持管理の推進	・市HP等において、法令により定められている浄化槽の検査や清掃について広報を実施	—	◎	継続
(14) し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理の推進	①汚泥再生処理センターの適正な維持管理及び機能の保全	・印旛衛生施設管理組合より頂いた肥料を市民農園等に配布・活用し、再生汚泥の循環を実施	年に1回3か所の市民農園で配布 配布数 (10kg/1袋) H28年度：230袋 H29年度：210袋 H30年度：200袋 R元年度：200袋 R02年度：200袋	—	—
	②受入品質の変化に対応した適正処理（し尿の減少、浄化槽汚泥の増量に適正に対応）	・上記施策により、再生された肥料の供給先を確保	—	—	—
(15) 公共広域下水道施設の適正な維持管理	①公共広域下水道処理施設の適正な維持管理	・市HPにおいて、下水道の適正な維持管理を周知	—	—	—

※印旛衛生施設管理組合及び印旛沼流域下水道花見川終末処理場については、後期においても適正管理を実施

四街道市一般廃棄物処理基本計画
中間見直し（案）の主な追加等箇所

資料 3

1. 2 中間見直し等の考え方（現計画：計画の基本的事項）(P3.4) **追加**

○本市の取り組み

ごみの減量等取り組みとして、生ごみ減量化モニター事業、食べきり協力店の募集、家庭系ごみ処理手数料制度の導入等

○国の動向

①「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定

②プラスチックリサイクルのために「プラスチック資源循環戦略」を策定、「容器包装リサイクル法関係省令」を改正

③食品ロス削減のために「食品ロス削減推進法」を策定

④海洋汚染対策のため、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定

○国際的な動向

「SDGs（持続可能な開発目標）」が国連サミットで採択

廃棄物関係では、ゴール12における食品の廃棄の半減や廃棄物の発生防止等を目指す

計画策定から5年が経過することから上記を踏まえた上で目標値の修正、さらなる取り組みの追加・充実を図っていく。

また、「食品ロス削減推進法」の規定に基づき、食品ロス削減推進計画も踏まえた計画とする。

1. 2. 2 計画の位置づけ (P.6) **追加・更新**

○「食品ロス削減推進法」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を追加

○「第四次循環型社会形成推進基本計画」に更新

○「第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）」に更新

○「四街道市総合計画 後期基本計画」に更新

○その他の法律、計画等を最終改正日に更新

2. 1 四街道市の概況 (P.9~18) **追加・更新**

○最新のデータに更新

○高齢者人口・推計、外国人人口、転入者数、従業員数別の事業所数を追加

3. 1 ごみ処理の現状 (P.19~44) **追加**

○新指定ごみ袋を導入 (P.20)

○食品ロス削減等の新しい取り組みや課題の追加 (P.44)

を用いて（２）計画人口の修正を行った。

また、（３）ごみ排出量の「①生活系ごみ」は、令和元年度値を一定として、令和３年度以降から家庭系ごみ処理手数料制度の効果を見込むこととし、さらに可燃ごみに含まれる紙類の移行等を考慮して排出量を算定することとする。

また、同（３）の「②事業系ごみ」は、令和元年度の実績が現計画の予測を上回っているが、過去１０年間の平均では現計画の予測とほぼ変わらない数値のため、中間見直しでも現計画の予測数値のままとした。

以上の考え方を準用し、目標年度における生活系ごみと事業系ごみの排出量や焼却処理量、リサイクル率等を算出する。

（２）計画人口（P. 52）

○人口ビジョン（令和２年２月）で設定した人口を引用し、令和７年度（94,091人）と令和１２年度（94,209人）の人口増加率を算出

○直近実績（令和２年度）の住民基本台帳人口に上記人口増加率を掛け合わせ、各年度の人口を算出 →令和７年度（96,118人）、令和１２年度（96,239人）

（３）ごみ排出量（P. 52）

①生活系ごみ（P. 52）

○直近（令和元年度）の排出量を基準とし、令和３年度以降から家庭系ごみ処理手数料の効果も反映され、可燃ごみ１０％、不燃ごみ５％削減、また、可燃ごみの中に含まれる資源となる紙類が資源物等に移行すると考える。

②事業系ごみ（P. 53）

○過去１０年間の平均値（4,559t）を考慮し、現計画の数値（4,530t）のまま将来にわたり変動しないものとする。

その後の目標年度における

①生活系ごみと事業系ごみの排出量（P. 54）

②排出量の内訳（P. 55）

③焼却処理量（P. 56）

④資源化量・リサイクル率（P. 57）

⑤品目別資源化量（P. 58）

⑥最終処分量・最終処分率の予測（P. 59）

は上記考え方を参考に算出する。

3. 2. 3 数値目標（P. 60～68） **追加・修正**

中間見直しでは、令和元年度の実績を基準として、家庭系ごみ処理手数料制度の効果等を反映し、１人１日あたり総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ）や１人１日あたり家庭系ごみ排出量等を再設定する。

また、令和２年度に実施した食品ロス実態調査の実績を参照し、令和１２年度までの食品ロス発生量に係る目標値を設定する。

また、（２）計画実現への取り組みでは、「(5)③廃乾電池の拠点回収の試行実施」や「(14)③

プラスチック・ビニール類の一括回収」等新たな重点項目を追加する。さらに、各重点項目と「SDGs」におけるゴールの関連性を表示するほか、(3)の取り組みのスケジュールにおいて、平成32年(令和2年)度までを前期計画として、その達成度について評価を追加する。

(1) 数値目標 (P. 60)					
項目	H26 (現計画)	H32 (現計画の 中間目標)	H37 (現計画の 目標)	R1 (中間見直しの 現状)	R7 (中間見直しの 目標)
1人1日当たり総 排出量 <small>(生活系+事業系)</small>	842g/人日	793g/人日	793g/人日	813g/人日	755g/人日
1人1日あたり家 庭系ごみ排出量	553g/人日	497g/人日	497g/人日	551g/人日	495g/人日
リサイクル率	24.1%	26.4%	26.4%	21.4%	23.9%
最終処分率	9.6%	9.3%	9.3%	9.5%	9.2%

※R7年度の目標値は、現計画で想定していたごみ処理手数料導入効果に加え、可燃ごみに含まれる紙類のさらなる資源化を見込んだ数値としている。

食品ロス発生量に係る目標 (P. 60)

項目	R2年度 (現状)	R7年度 (目標)
1人1日あたり 食品ロス発生量	38.5g/人日	R12年度までの 半減を目指す

(2) 計画実現の取り組み (P. 61~P. 64)

- ①発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施 (P. 61)
 - 食品ロス削減に係る意識啓発の実施
 - 生ごみリサイクルの意識啓発の実施
- ②発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入 (P. 61)
 - フードドライブの実施
- (3) 資源化の推進 (P. 61)
 - ①資源化の推進に繋がる意識啓発の実施 (P. 61)
 - 雑がみ分別の広報等
 - (4) 発生抑制・再使用のための側面支援 (P. 62)
 - ⑦食べきり協力店制度の側面支援
 - ⑧雑がみ分別の支援
 - (5) 資源化のための側面支援 (P. 62)
 - ③廃乾電池の拠点回収の試行実施
 - (7) 分別排出への協力 (P. 63)

②雑がみを資源化するための分別の徹底

(14) 状況の変化に対応した収集・運搬の検討 (P. 64)

②粗大ごみ処理券の導入の検討

③プラスチック・ビニール類の一括回収

各施策と「SDGs」との関連 (P. 65)

○(2) 計画実現への取り組みで記載した重点事項が「SDGs」におけるゴールの何番目にあたるか掲載

3. 2. 4 ごみの適正処理に関する基本的事項 (P66~68) **追加・修正**

中間見直しでは、(2) の中間処理計画内の表、将来の次期ごみ処理施設等の整備規模を「一般廃棄物処理施設整備基本構想(平成28年度策定)」を踏まえ、四街道市人口ビジョンに基づいたごみ処理対象量推計で、最も量が多かった令和9年度の年間処理量から設定した計画年間処理量を使って新たに算出する。

また、(4) のその他ごみの処理に関し必要な事項内の「①災害対策」に、平成29年度9月に策定した四街道市災害廃棄物処理計画の内容を追加し、さらに、「③ウイルス感染症対策」を追加し、廃棄物の処理に係る感染症対策について記載する。

(2) 中間処理計画 (P. 66、67)

○施設規模等を修正

(4) その他ごみの処理に関し必要な事項

①災害対策 (P. 68)

平成29年9月に「四街道市災害廃棄物処理計画」を策定

③ウイルス感染症対策 (P. 68)

感染症対策として、家庭でのごみを捨てる際の注意点について周知を徹底

4 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画

4. 1 生活排水の現状 (P. 69)

各項目の数値を最新の情報に更新する。

4. 1. 1 生活排水処理フロー (P. 69) **更新**

○最新のデータに更新

4. 1. 2 生活排水処理等の状況 (P. 70~75) **更新**

中間見直しでは、生活排水処理人口やし尿処理の状況を最新のデータに更新する。

○最新のデータに更新

○生活排水処理状況図においては、合併処理浄化槽及び公共下水道の区域を更新

4. 1. 4 処理施設整備状況 (P. 77~79) **更新**

○最新のデータに更新

4. 1. 5 し尿処理経費状況 (P. 80) **更新**

○最新のデータに更新

4. 1. 6 生活排水処理の課題 (P. 81) **更新**

○最新のデータに更新

4. 2 生活排水処理基本計画

4. 2. 1 基本方針 (P. 82)

中間見直しにおいても現計画を準用する。

4. 2. 2 数値目標 (P. 83~84) **修正**

公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口について、それぞれの人口の推移を踏まえて新たに目標値を設定する。

(1) 公共下水道接続人口

四街道市印旛沼流域関連公共下水道事業計画変更事業計画書（平成 31 年 2 月）の見通しで令和 5 年度の接続人口を 79,560 人と設定する。令和 6 年度以降は、令和元年度実績及び令和 5 年度計画の人口の伸びを令和 7 年度まで適用する。

(2) 合併処理浄化槽人口

行政区域内人口から公共下水道接続人口への接続人口と、単独処理浄化槽の予測人口、し尿汲み取りの予測人口を差し引いて求めた接続人口とする。

(3) 単独処理浄化槽人口

これまでの減少傾向が将来においても続くと仮定し、令和 7 年度の目標値を 1,763 人と設定する。

(4) し尿汲み取り人口

これまでの減少傾向が将来においても続くと仮定し、令和 7 年度の目標値を 3,204 人と設定する。

(5) し尿・浄化槽汚泥量

平成 27 年度から令和元年度までの実績平均の原単位を用いて推計する。

4. 2. 3 生活排水処理の予測 (P. 85) **修正**

○4. 2. 2 の数値目標を基にフロー図の数値を修正

4. 2. 4 計画実現への取り組み (P. 86~89) **追加**

(5) 循環型社会のライフスタイルへの転換 (P. 87)

③水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力

○計画実現への取り組みで記載した重点事項が、「SDG s」におけるゴールの何番目にあたるか掲載 (P. 89)

資料 **更新**

資料 1 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和 2 年 9 月 1 日施行）

資料 2 他計画の概要

- ・四街道市後期基本計画（令和元年 8 月）
- ・千葉県廃棄物処理計画（第 10 次）（令和 3 年 3 月）
- ・第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日）

資料 3 ごみ処理の実績及び予測

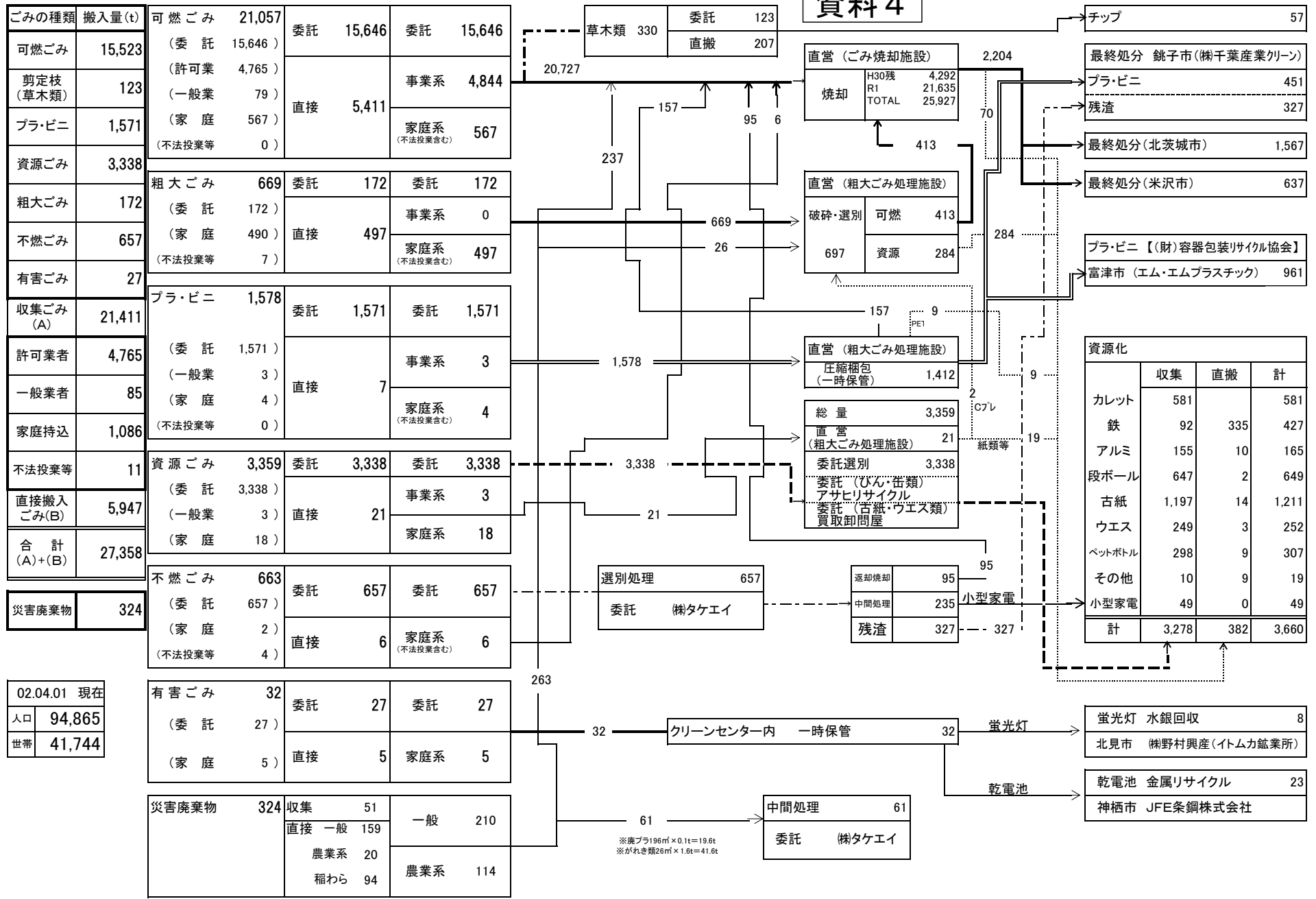
資料 4 水質汚濁状況

資料 5 生活排水処理量の現状及び予測

資料 6 ごみ処理対策委員会委員名簿

【四街道市 令和元年度 ごみ処理フロー】

資料 4



ごみの種類	搬入量(t)
可燃ごみ	15,523
剪定枝(草木類)	123
プラ・ビニ	1,571
資源ごみ	3,338
粗大ごみ	172
不燃ごみ	657
有害ごみ	27
収集ごみ(A)	21,411
許可業者	4,765
一般業者	85
家庭持込	1,086
不法投棄等	11
直接搬入ごみ(B)	5,947
合計(A)+(B)	27,358
災害廃棄物	324

可燃ごみ	21,057	委託 15,646	委託 15,646
(委託)	15,646		
(許可業)	4,765		
(一般業)	79		
(家庭)	567		
(不法投棄等)	0		
粗大ごみ	669	委託 172	委託 172
(委託)	172		
(家庭)	490		
(不法投棄等)	7		
不燃ごみ	663	委託 657	委託 657
(委託)	657		
(家庭)	2		
(不法投棄等)	4		
有害ごみ	32	委託 27	委託 27
(委託)	27		
(家庭)	5		
災害廃棄物	324	収集 51	一般 210
		直接 一般 159	
		農業系 20	農業系 114
		稲わら 94	

02.04.01 現在	
人口	94,865
世帯	41,744

※廃プラ196ml×0.1t=19.6t
※がれきり26ml×1.0t=41.6t

チップ	57
最終処分 銚子市(株千葉産業クリン)	
プラ・ビニ	451
残渣	327
最終処分(北茨城市)	1,567
最終処分(米沢市)	637
プラ・ビニ【(財)容器包装リサイクル協会】	
富津市(エム・エムプラスチック)	961

資源化			
	収集	直搬	計
カレット	581		581
鉄	92	335	427
アルミ	155	10	165
段ボール	647	2	649
古紙	1,197	14	1,211
ウエス	249	3	252
ペットボトル	298	9	307
その他	10	9	19
小型家電	49	0	49
計	3,278	382	3,660

蛍光灯 水銀回収	8
北見市 (株野村興産(イトムカ鉱業所))	
乾電池 金属リサイクル	23
神栖市 JFE条鋼株式会社	

四街道市ごみ処理対策委員会委員名簿

令和3年7月～令和5年6月

(敬称略)

No.	区 分	氏 名	団体名他
(1)	学識経験のある者	荒井 喜久雄	全国都市清掃会議
		中山 育美	廃棄物・3R研究財団
		森田 浩	元 千葉大学・大学院教授 (みそら自治会の推薦する者)
		矢澤 裕	千葉県環境財団
(2)	市民の代表者	麻生 和雄	吉岡地区
		櫻井 正人	吉岡地区
		日和 一郎	みそら地区
		神田 美紀	市民公募
		中田 理恵子	市民公募
		福田 三千男	市民公募
		未定	市民公募
(3)	民間諸団体等の推薦を受けた者	荒井 秀一	再資源化事業協同組合
		市原 敏彦	JA千葉みらい
		増田 實	四街道市商工会
		山口 孝子	四街道市消費者友の会

【事務局】 四街道市環境経済部廃棄物対策課計画係
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
TEL : 043-421-6132 FAX : 043-424-2013

○四街道市ごみ処理対策委員会条例

平成元年 12 月 22 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 市は、ごみの発生を抑制し、再利用を促進することにより、減量化及び資源化を図るとともに、ごみを適正に処理し、もって市民の生活環境を保全するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、四街道市ごみ処理対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 14 条例 20・全改)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) ごみ処理に係る長期計画に関すること。
- (2) ごみの減量化及び資源化並びに適正処理に関すること。
- (3) ごみ処理施設の整備に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(平 14 条例 20・一部改正)

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4 人以内
 - (2) 市民の代表者 7 人以内
 - (3) 民間諸団体等の推薦を受けた者 4 人以内
- 2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 14 条例 20・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 委員会に、特別な事項を調査及び審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、第2条に掲げる事務を遂行するために特に必要があるときは、関係者に必要な資料を提出させ、又は委員会に出席して説明することを求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(平2条例16・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(四街道市ごみ処理施設対策協議会設置条例の廃止)

2 四街道市ごみ処理施設対策協議会設置条例(昭和59年四街道市条例第12号)は、廃止する。

附 則(平成2年条例第16号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年9月11日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の四街道市ごみ処理対策委員会条例第3条第2項の規定にかかわらず平成16年4月30日までとする。

四街道市ごみ処理対策委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市ごみ処理対策委員会条例（平成元年条例第38号。以下「条例」という）の規定により、四街道市ごみ処理対策委員会（以下「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 会長は、委員会の開催日時、議題等を記載した議事日程を定め、委員会開催日の一週間前までに委員（臨時委員を含む。以下同じ）に通知するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議事日程を変更することができる。

(会議の傍聴)

第3条 委員会の傍聴については、別に定める「四街道市ごみ処理対策委員会傍聴要領」によるものとする。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 当該会議において、四街道市情報公開条例（平成9年四街道市条例第19号）第八条第1項各号及び第2項の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合。

2 会議の公開・非公開の決定は会長が委員会に諮って決定する。

(会議の開催の公表)

第5条 会議開催については開催予定日の一週間前までに公表するものとする。但し、会議を緊急に開催する必要が生じたときはこの限りではない。

2 会議開催の公表は、庁舎内の掲示板に掲示することによる。

3 会議開催の公表事項は、会議名、議題、開催日時、開催場所、その他必要事項とする。

(会議録の作成)

第6条 会長は会議終了後、速やかに会議録を作成し、これを保存しなければならない。

2 会議録に記載する事項は次の各号に掲げるものとする。

(1) 会議名、開催日時、場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議に付した事件

(4) 議事の諸報告

(5) 議事の経過及び結果

(6) その他委員会が必要と認める事項

(準用)

第7条 第2条から前条の規定は条例第7条に規定する部会について準用する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要事項は会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は平成14年10月 3日から施行する。